



## コーポレート・ガバナンス

### コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

OLCグループは、企業経営の透明性と公正性を高め、持続的な成長・発展を遂げ、かつ社会的な責任を果たしていくことが重要であると認識しています。このような認識のもと、「内部管理の充実」「経営の透明性の向上」「経営監視

機能の強化」に取り組み、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化に努めています。今後も企業倫理を尊重した誠実な経営を行うことにより、企業価値を向上させていきます。

### OLC-WAY

当社は、強固なガバナンス体制を構築しても、最終的にはそれを運用する人の意識で機能するか否かが決まるものと認識しています。このような認識のもと、OLCグループでは、全役員職員共通の約束「OLC-WAY」の浸透・啓発を図っています。

この「OLC-WAY」を成す「誠実」「自ら実行」「健全な衝突」という3つの約束を全役員職員が実践することにより、2030年に目指す姿、2024中期経営計画や、各個別戦略の実行力を高めています。

### 企業経営の公正性

OLCグループでは、企業経営において、適切な意思決定機能の欠如によって成長機会や社会的信用の低下を招くことが、事業の持続的な発展を阻み、持続可能な社会への貢献の場を奪う重大なリスクと認識しています。このリスク

を低減し、OLCグループが2030年に目指す姿を実現すべく、8つのESGマテリアリティのひとつとして「企業経営の公正性」を選定し、取り組みを推進しています。そのKGIおよびKPIについては以下のとおりです。

### 2030年に目指す姿

2030年に目指す姿 (KGI)	各種法令およびコーポレートガバナンス・コードを遵守でき、変化に柔軟に対応し、成長していける体制となっている
2026年度のKPI	<ul style="list-style-type: none"><li>● 社外取締役の取締役会出席率: 80%以上</li><li>● 取締役会の実効性評価: 適正評価と改善の実施</li><li>● コーポレートガバナンス・コード: オールコンプライ</li></ul> ※ コーポレートガバナンス・コードの改訂に確実に対応
2024中期経営計画のKPI	同上

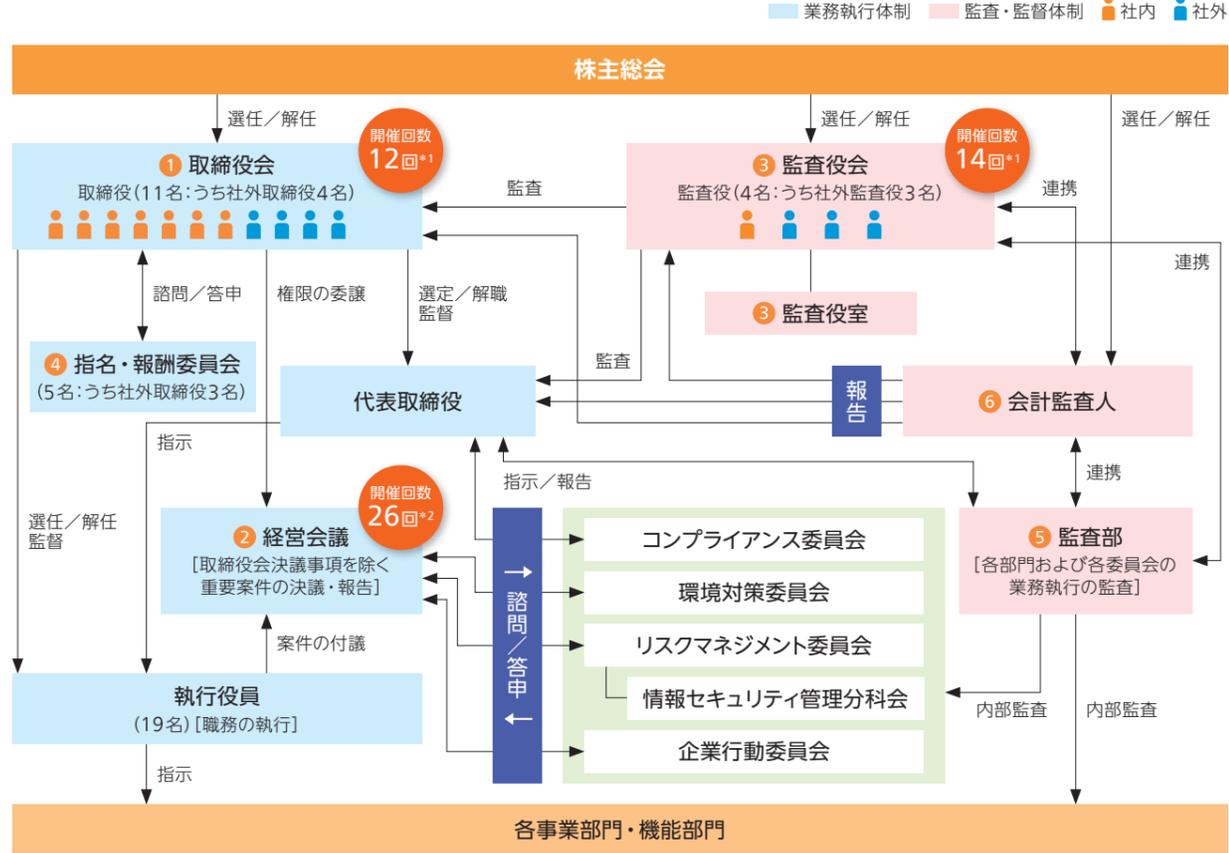
### コーポレート・ガバナンス体制

当社は、経営を取り巻く環境の変化に合わせ、より強固なグループ経営管理体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの確立を図るため、執行役員制度を導入しています。OLCグループの各事業における監督責任と執行責任をより明確にし、取締役の役割を「監督」主体とすることで経営の監督機能を強化するとともに、執行役員への権限委譲を促進することで意思決定のさらなる迅速化を図っています。取締役と監査役は、それぞれの視点から経営のチェックを

行っているほか、取締役は、経営の基本方針に基づき、法令および定款に違反なきよう審議しています。また、取締役会から権限委譲された業務執行に関する重要事項(職務権限規程による取締役会決議事項を除く)を決議または報告する機関として、CEOを議長とする「経営会議」を設置し、迅速かつ適正な意思決定を促進しています。あわせて、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が過半数を占める任意の「指名・報酬委員会」を設置しています。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス 基本的な体制の概要 (2022年10月1日現在)



\*1 2021年度実績です。原則月1回開催となっております。  
\*2 2021年度実績です。原則月2回開催となっております。

コーポレート・ガバナンス体制一覧 (2022年10月1日現在)

組織形態	監査役会設置会社	
経営管理体制	執行役員制度	
取締役関係	取締役の人数	11名*1
	定款上の取締役の任期	1年
	取締役会の議長	取締役会長*2
監査役関係	監査役会の設置の有無	設置している
	監査役の数	4名*3
社外取締役および社外監査役関係	社外取締役の人数(うち、独立役員)	4名(4名)
	社外監査役の数(うち、独立役員)	3名(3名)

\*1 定款上の取締役の員数は15名以内となっております。  
\*2 社長を兼任している場合を除く  
\*3 定款上の監査役の員数は6名以内となっております。

1 取締役および取締役会

取締役会の透明性を高めるとともに、経営体制の一層の強化を図るため、取締役会は、構成比30%超となる4名の社外取締役を含む取締役11名で構成し、経営に関する重

要事項を審議・決定しています。

取締役会には、常勤、非常勤を問わず監査役も出席し発言を行っており、職責が異なる取締役と監査役は、それぞれの視点から業務執行の監督を行っています。

取締役会の主な付議事項 (2021年度)

- 株主総会に関する事項(付議議案の決定等)
- 四半期・年間業績および決算、次年度予算に関する事項
- 取締役・執行役員に関する事項(取締役候補者、執行役員を選任等)
- 取締役会の実効性評価に関する事項
- 政策保有株式の検証に関する事項
- OLCグループ内部通報体制・リスク管理体制の運用状況報告
- 改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応に関する事項
- OLCグループが2030年に目指す姿およびESGの取り組みに関する事項
- OLCグループ2024中期経営計画に関する事項
- テマパークにおける新アトラクションの開発に関する事項など

2 執行役員と経営会議

経営を取り巻く環境の変化に合わせて、意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入し執行役員への権限委譲を促進しています。

また、取締役会から権限委譲されている経営会議は、CEOを議長とし、常勤取締役および執行役員により構成されており、業務執行に関する重要事項(取締役会決議事項を除く)の議論・決議・報告などを行っています。また、常勤監査役も出席して意見を述べる事ができます。

3 監査役と監査役会

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、取締役、執行役員および従業員からの報告聴取、重要書類の閲覧、重要会議の審議状況や監査結果についての議論などを行っています。なお、常勤監査役2名は、執行状況の監視と情報収集を目的に、取締役会だけでなく経営会議、委員会などにも出席しています。

社外取締役および社外監査役

社外取締役は、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。豊富な経験と幅広い見識に基づいた的確な助言や社外の視点からの意見を受けることで、企業経営の公正性が確保されるものと考えています。

社外監査役は、取締役会で取締役、執行役員、従業員などの職務の執行状況について、報告を受けています。また、監査役会では経営会議など重要な会議の状況のほか、子会

さらに、監査役職務を補助するため、取締役や業務執行部門から独立した専従のスタッフを配置しているほか、監査役、会計監査人、および内部監査部門である監査部の連携により、監査の有効性を高めています。

4 指名・報酬委員会

取締役の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が過半数を占め、CEOを委員長とする任意の「指名・報酬委員会」を設置しています。本委員会は、取締役の指名や報酬に係る事案(これらの株主総会議案の原案を含む)や後継者計画に関する事項について、その妥当性を審議し、取締役会へ答申しています。なお、取締役の個別報酬額については取締役会より一任された本委員会で決定します。

5 監査部と内部監査

当社では、法令および社内規定の遵守と効率的な業務執行の確保を実現するために、他の業務執行部門から独立した監査部を設置し、内部統制の継続的な改善・充実に努めています。監査役および会計監査人と連携し、会社の業務が経営方針・経営計画・社内規定などに準拠して適正かつ効率的に行われているかを審査・評価・助言することにより、経営効率の増進と収益性の向上に寄与することを目的として内部監査を実施しています。

6 会計監査人と会計監査

OLCグループでは、会計の適正性を確保するため、有限責任あずさ監査法人による監査を受けています。有限責任あずさ監査法人の指定有限責任社員業務執行社員は、公認会計士桑本義孝氏および東大夏氏であり、そのほか会計監査業務に携わる会計士および補助者は18名です。

社などの監査の実施状況および結果、監査部の監査計画および監査結果について報告を受けるとともに、日頃から意思疎通を図り、監査の充実に努めています。さらに、会計監査人からは、第1四半期から第3四半期のレビュー結果および期末監査結果の報告を受けているほか、適宜意見交換・情報聴取などを行っています。





### コーポレート・ガバナンス

#### 社外取締役・社外監査役の主な状況 (2021年度)

	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況および社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要	
社外取締役*1	花田 力氏	12/12	—	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために大所高所から助言・提言を行っています。また、「指名・報酬委員会」や代表取締役と社外役員との意見交換会への参加等を通じて、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレート・ガバナンスの強化に重要な役割を果たしています。
	茂木 友三郎氏	12/12	—	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために多面性の視点から助言・提言を行っています。また、「指名・報酬委員会」や代表取締役と社外役員との意見交換会への参加等を通じて、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレート・ガバナンスの強化に重要な役割を果たしています。
社外監査役	米川 公誠氏 (常勤)	12/12	14/14	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っています。監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言を行っています。常勤監査役としては、重要な会議等に出席するほか、取締役、執行役員および全部門長に対して職務の執行状況のヒアリングを行い、監査役会に報告をしています。また、代表取締役と社外役員との意見交換会へ参加するなど、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレート・ガバナンスの強化に重要な役割を果たしています。
	甲斐中 辰夫氏	12/12	14/14	取締役会では、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っています。監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言を行っています。また、代表取締役と社外役員との意見交換会へ参加するなど、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレート・ガバナンスの強化に重要な役割を果たしています。
	三枝 紀生氏	11/12*2	13/14*2	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っています。監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言を行っています。また、代表取締役と社外役員との意見交換会へ参加するなど、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレート・ガバナンスの強化に重要な役割を果たしています。

\*1 社外取締役には、上表2名のほか、田尻邦夫氏および菊池節氏が2022年6月29日に就任しています。  
 \*2 出席いただけない場合には、議事の内容等について適宜報告するとともに、当社の経営について、ご意見・ご助言を伺っています。

#### 役員報酬などの額の決定に関する方針

当社では、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)について、その原案を「指名・報酬委員会」に諮問し、取締役会において決議しています。取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの1つとして機能するよう、経営目標の達成度や個人ごとの目標達成度・会社への貢献度を考慮し、取締役会より委任された「指名・報酬委員会」が株主総会で決議さ

れた限度額の範囲内において決定し、現金報酬と株式報酬を定期的に支給することとしています。ただし、社外取締役は現金報酬のみを支給しています。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、「指名・報酬委員会」が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い決定しているため、取締役会としても決定方針に沿うものであると判断しています。

#### 役員報酬

取締役の現金報酬の額は、1999年6月29日開催の第39期定時株主総会において月額8,000万円以内(使用人分としての給与は含まない)と決議しています。また、当該現金報酬とは別枠で、株式報酬の額を2018年6月28日開催の第58期定時株主総会において、年額1億円以内および年間1万株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しています。

また、監査役報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定しており、定額報酬(月額)のみを支給します。

なお、監査役の現金報酬の額は、2005年6月29日開催の第45期定時株主総会において月額800万円以内と決議しています。

#### 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数 (2021年度)

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)	
		現金報酬		株式報酬		
		固定報酬	業績連動報酬			退職慰労金
取締役 (うち社外取締役)	413 (24)	391 (24)	—	—	21 (-)	11 (2)
監査役 (うち社外監査役)	79 (47)	79 (47)	—	—	—	4 (3)
合計 (うち社外役員)	492 (71)	470 (71)	—	—	21 (-)	15 (5)

注1: 上記には、2021年6月29日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。  
 注2: 取締役に対する使用人兼務取締役の使用人分給与は、支払っていません。  
 注3: 当社は、役員賞与を廃止しており、取締役の支給額には役員賞与は含まれていません。  
 注4: 当社は、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬として譲渡制限付株式を付与しています。この譲渡制限付株式は、原則として、割当てを受けた日より3年間、譲渡、担保権等の設定その他の処分をしてはならないものとされています。

#### 政策保有株式

当社では、コア事業であるテーマパーク事業を持続的に成長・発展させるため、事業に関係する企業との長期的・友好的な協力関係が必須であると考えています。政策保有株式については相互の連携を深め、企業価値の向上に資すると判断した企業のみを保有し、中長期的な視点でこれらの目的が達成できないと判断した企業については縮減していきます。

毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益(資産価値、配当、取引内容など)やリスクが資本コストに見合っているかなどを具体的に精査し、保有の適否を検証しています。

当社が保有する上場株式の議決権行使については、以下の観点から、議案ごとに判断しています。

- ① 投資先の中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるか
- ② 投資先において重大な法令違反や反社会的行為、不祥事など、株式価値を大きく毀損する事案が発生していないか
- ③ 投資先において業績が著しく不振な状況が長く継続していないか
- ④ 株主共同の利益を害する可能性はないか



## 取締役および監査役 (2022年10月1日現在)

### 取締役



氏名/地位	経歴	指名・報酬委員会	専門性と経験(スキル・マトリックス)							
			企業経営 トップマネジメント	財務・会計	法務・コンプライアンス・ リスクマネジメント	人事・労務	マーケティング・営業	IT・デジタル	ESG	テーマパーク事業
<b>1</b> 加賀見 俊夫 代表取締役会長 (兼)CEO	1972年 当社入社 2005年 代表取締役会長(兼)CEO (主な兼職状況) 京葉瓦斯株式会社 社外監査役/株式会社テレビ東京ホールディングス 社外監査役	●	●	●	●	●	●	●	●	●
<b>2</b> 吉田 謙次 代表取締役社長 (兼)COO	1984年 当社入社 2021年 代表取締役社長(兼)COO (主な兼職状況) 京成電鉄株式会社 社外監査役	●	●	●					●	●
<b>3</b> 高野 由美子 取締役	1980年 当社入社 2003年 取締役 (主な兼職状況) 株式会社ミリアルリゾートホテルズ 代表取締役会長		●					●	●	●
<b>4</b> 片山 雄一 取締役	2013年 当社入社 2013年 取締役			●	●			●	●	●
<b>5</b> 高橋 渉 取締役	1981年 当社入社 2017年 取締役			●	●			●	●	●
<b>6</b> 金木 有一 取締役	1989年 当社入社 2019年 取締役						●	●		●
<b>7</b> 神原 里佳 取締役	1990年 当社入社 2019年 取締役						●			●
<b>8</b> 花田 力 取締役[社外、独立]	1966年 京成電鉄株式会社入社 2005年 当社取締役 (主な兼職状況) 京成電鉄株式会社 相談役/株式会社京葉銀行 社外監査役	●	●	●	●	●	●	●	●	
<b>9</b> 茂木 友三郎 取締役[社外、独立]	1958年 キョコマン株式会社入社 2016年 当社取締役 (主な兼職状況) キョコマン株式会社 取締役名譽会長、取締役会議長/東武鉄道株式会社 社外監査役/株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外取締役(監査等委員)/カルビー株式会社 社外取締役/公益財団法人日本生産性本部 会長	●	●	●	●			●	●	
<b>10</b> 田尻 邦夫 取締役[社外、独立]	1966年 伊藤忠商事株式会社入社 2022年 当社取締役 (主な兼職状況) 株式会社銭高組 社外取締役		●	●	●	●	●	●	●	●
<b>11</b> 菊池 節 取締役[社外、独立]	2022年 当社取締役 (主な兼職状況) 京葉瓦斯株式会社 代表取締役会長/パウダーテック株式会社 代表取締役会長/K&Oエナジーグループ株式会社 社外取締役/京成電鉄株式会社 社外取締役	●	●	●	●	●			●	

### 取締役会の構成の考え方

当社では、迅速かつ適正な意思決定を行うことができる取締役会の規模として、取締役15名以内で構成することが適切と考えており、これを定款にて定めています。

当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えることが

できるよう、女性取締役や独立社外取締役など、多様性を意識した構成としています。また、取締役の選任に関しては、さまざまな分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有している者を、「指名・報酬委員会」にて審議したうえで、取締役会で候補者として選任する方針としています。

### 監査役



鈴木 茂

監査役  
1980年 当社入社  
2003年 取締役  
2015年 監査役

米川 公誠

監査役[社外、独立]  
1974年 京成電鉄株式会社入社  
2020年 当社監査役

甲斐中 辰夫

監査役[社外、独立]  
2002年 最高裁判所判事  
2010年 弁護士登録  
卓照総合法律事務所入所  
2012年 当社監査役  
(主な兼職状況) 株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外取締役

三枝 紀生

監査役[社外、独立]  
1971年 京成電鉄株式会社入社  
2020年 当社監査役  
(主な兼職状況) 京成電鉄株式会社 相談役

\* 社外取締役 花田力氏、茂木友三郎氏、田尻邦夫氏、菊池節氏および社外監査役 米川公誠氏、甲斐中辰夫氏、三枝紀生氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員です。



## コンプライアンス・リスクマネジメント

### コンプライアンス体制

当社グループは、社長が指名する者を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役職員の不正行為、または法令・定款に違反する重大な事実を発見した時は、必要な調査を行ったうえで、都度速やかに委員長、社長および監査役に報告を行い、定期的にすべての案件について、コン

プライアンス委員会、社長および経営会議、取締役会に報告することとしています。また、当社グループにおける内部通報窓口として従業員相談室、お取引先様専用相談窓口を設置しているほか、顧問法律事務所内に社外相談窓口を設けています。

### ● 従業員教育によるコンプライアンスの徹底

OLCグループでは、役職員の倫理・法令遵守に関する規範を示した「OLCグループ・コンプライアンス行動規範」を制定するとともに、コンプライアンスを実践するための具体的な行動規範として「ビジネスガイドライン」を定めています。また、コンプライアンスに関する従業員教育として、ハラスメント等テーマを定めた階層別研修やeラーニングなどを通

じ、知識と意識の共有を図っています。コンプライアンスの遵守状況については、アンケート調査等で継続的にモニタリングを行っています。



ビジネスガイドライン

#### OLCグループ・コンプライアンス行動規範

OLCグループ役職員は、高い倫理観のもと、法令や社会的規範を遵守し

- 1 安全を何よりも優先します。
- 2 人権を尊重し、差別やハラスメントを防止します。
- 3 公正、透明な取引を行います。
- 4 個人情報を含む秘密情報を厳格に管理します。
- 5 反社会的な勢力に対しては毅然とした対応を行います。

### リスク管理体制

当社グループにおけるリスク管理の基本的事項を定めた「OLCグループリスク管理規程」を制定し、当社が保有するリスクの発現を未然に防止するべく、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にて、定期的に保有するリスクを抽出して評価し、事業のサステナビリティに重大な影響を与える「戦略リスク」と、事業の遂行に重大な影響を与える「運営リスク」を特定しています。それぞれのリスクにおいて予防策・

対応策を策定し、管理することでリスクマネジメントサイクルを運用しています。

なお、緊急的に事態の収拾を図る必要がある場合には、「ECC (Emergency Control Center)」を設置し、対応方針の決定や対応策の指示、情報伝達を行うとともに、事態収拾後の再発防止策の策定を行っています。

#### ECCが設置される具体的なリスク

地震、火災、台風、雪、雷、停電、事故、食中毒、感染症、テロなど

### ● 情報セキュリティ管理体制の向上

当社グループでは、情報セキュリティ事故を未然に防止するため、情報セキュリティの推進体制整備と役員への啓発、社内ネットワークに関する監視機能の強化や情報へのアクセスの制限などを実施しています。

情報管理に関する具体的な行動指針を「OLCグループ情報セキュリティポリシー」で明確にし、同ポリシーに則って情報セキュリティ管理体制を整備しています。また、情報の管理を統括する組織として、リスクマネジメント委員会に総務

部担当役員を分科会長とした「情報セキュリティ管理分科会」を設置し、「OLCグループ情報セキュリティポリシー」の遵守状況の確認、従業員への教育案・啓発推進案の策定など、情報セキュリティ管理レベルの向上を推進しています。

なお、未然防止を講じたにもかかわらず、当該リスクが発生した場合には、その適切な対応を行うことはもちろんのこと、原因解析や影響範囲の調査を行い、再発防止ならびに防御の最適化を図ります。

### ● BCP (事業継続計画) への取り組み

OLCグループは、地震・火災・台風などの緊急時対応を統括する組織ECC (Emergency Control Center) を設置し、災害発生時に人的・物的被害を最小限に抑えて業務を早期に回復する体制を整備しています。なお、2011年3月に発生した東日本大震災以前から大規模災害などが起きた際の業務継続に取り組んでいます。

さらにOLCグループは、1995年1月に発生した阪神・淡路大震災を機に、事業の継続のための手元流動性確保を主な目的として、地震災害等のリスクを意識したリスクファイナンスへの取り組みをこれまで続けてきました。東日本大震災の際もリスクファイナンスによる財務的な備えがあったため、事業を継続し業績の早期回復を支えることができました。

現在は、東日本大震災の経験、経営戦略、事業環境を踏まえ、より長期的かつ安定的な資金の確保を目的として、

地震リスク対応型コミットメント期間付タームローンを導入しています。これにより、地震リスク発生時含め、OLCグループの判断で最大1,500億円の借入が可能となる借入枠を設定しています。なお、M7.9以上の地震発生時には、銀行はOLCグループによる借入に対して期限前弁済の請求ができませんが、OLCグループは現金・その他資産・新株予約権から選択して弁済することができます。そのため、新株予約権の行使は、内外環境を考慮したうえで当社の判断により選択した場合に限られるため、極めて限定的です。

#### 特徴

- 1 柔軟な手元流動性の確保に加え、長期的な借入が可能
- 2 借入枠の設定によりバランスシートへの負担を軽減
- 3 弁済方法として、現金やその他資産、新株予約権をOLCグループが選択可能

期間	借入枠は2019年3月13日より5年間の設定 借入実施後は、最長2079年3月まで借入可能* *2024年3月13日以降は、OLCグループ判断により現金にて期限前弁済が可能
資金調達額	最大1,500億円 地震リスク発生時に、OLCグループが運転資金に必要なと判断した金額を調達
コミットメントフィー	1,500億円の借入枠に対して0.20% (年率)

十分な調達額かつ低コストでヘッジが可能

### 地震リスク対応型コミットメント期間付タームローン

